

# 外国人受入環境整備交付金 Q & A

令和5年9月版



1. 総論 .....	6
Q 1 一元的相談窓口とはどのようなものですか。 .....	6
Q 2 どの地方公共団体が交付金の対象となりますか。 .....	6
Q 3 都道府県や他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・運営する場合 (以下「共同方式」という。)についても、交付金の対象となりますか。 .....	6
Q 4 「共同方式」とはどのようなものですか。 .....	7
2. 交付条件 .....	8
Q 5 1 1 言語以上で対応できる体制でなければ交付金の対象にはならない のですか。 .....	8
Q 6 交付条件として、「通年にわたり、無料で相談に応じることとしている こと」とありますが、相談窓口を開設する日数等の目安はあるのですか。 .....	8
Q 7 交付条件として、「日本語教育組織に関する情報提供に努めること」と ありますが、具体的にどのような取組を行うことになりますか。 ....	9
Q 8 交付条件として、「日本人からの多文化共生社会の実現に資する相談対 応について、適切に対応すること」とありますが、具体的にどのような取 組を行うことになりますか。 .....	9
Q 9 一元的相談窓口を設置・運営するために、外国人受入環境整備交付金の 他に、国の補助金等の交付を受けることはできますか。 .....	9
Q 10 「過去に整備事業の交付を受けた地方公共団体については、法務大臣が 特別の事情があると認める場合に限り、交付する。」とありますが、具 体的に、どのような場合が「特別の事情がある」場合に該当しますか。 10	
3. 交付金の対象 .....	11
Q 11 地方公共団体が複数の一元的相談窓口を設置・運営している場合、それ らの総額で事業費を計上して交付金を受けるとはできますか。 ...	11
Q 12 地方公共団体が援助する外郭団体が一元的相談窓口を運営している場 合で、当該一元的相談窓口の運営に対し財政的な支出を行っていないと きでも交付金の対象になりますか。 .....	11
Q 13 地方公共団体が一元的相談窓口業務を委託している場合や、一元的相 談窓口業務を行う団体に補助金等を交付している場合も交付金の対象に なりますか。 .....	11
Q 14 整備事業・運営事業に含まれる経費は、それぞれ具体的にどのようなも	

	のがありますか。 .....	11
Q15	対象外となる経費はどういったものがありますか。 .....	12
Q16	整備事業・運営事業の広報経費に違いはありますか。 .....	12
Q17	一元的相談窓口の設置を周知するためのボールペンを作成したいのですが、対象経費として認められますか。 .....	13
Q18-1	翻訳機をリース契約する予定ですが、一括払いをする場合と分割で毎月支払う場合、整備事業・運営事業のどちらで申請すべきですか。 .....	13
Q18-2	翻訳機のタブレット端末をリース契約で導入することを考えていますが、この場合は整備事業・運営事業のどちらに該当しますか。 .....	13
Q18-3	タブレット端末のリース料金のほかにオプションとして保険料等が含まれる場合、それも運営事業の交付対象となりますか。 .....	13
Q19	翻訳機の導入に伴い、Wi-Fi 環境整備（ルータ購入費、インターネット契約料、回線工事費など）が必要となりますが、それらの経費も交付金の対象となりますか。 .....	14
Q20	一元的相談窓口を設置している翻訳機を、他の課の窓口で外国人が来訪した際に貸し出したいと考えていますが、そのような取扱いは認められますか。 .....	14
Q21	一元的相談窓口を設置する予定はありませんが、一般の窓口や事務室等に通訳人を配置したり翻訳機器を導入したいと考えています。この場合の通訳人に要する経費や翻訳機器の導入経費は交付金の対象となりますか。 .....	14
Q22	窓口の機能拡充として、ビデオ通話ができるパソコンの購入とそれに伴う回線の強化を考えていますが、交付金の対象となりますか。 .....	15
Q23	整備事業で購入した導入機器等についての修理費は交付金の対象となりますか。 .....	15
Q24	既存の外国人相談窓口で雇用している通訳人の給与は、運営事業の対象となりますか。また、嘱託職員1名が、週4日勤務のうち1日は一元的相談窓口で通訳業務を行っています。その職員の給与については交付金の対象となりますか。 .....	15
Q25	地方公共団体が直接雇用する非常勤職員や嘱託職員の人件費は対象となりますか。 .....	15
Q26	当市では、会計年度任用職員が一元的相談窓口で勤務する予定ですが、	

- 当該職員の人件費については交付対象経費になりますか。交付対象経費となる場合、通勤手当等の各種手当、賞与、社会保険料、退職手当も運営事業の交付対象経費となりますか。 ..... 16
- Q27 地方公共団体の正規職員が一元的相談窓口の相談業務（他の業務との兼務を含む。）に従事している場合、当該職員が、相談業務の研修会、相談業務に係る会議、他の一元的相談窓口の運営状況の視察・見学など、相談業務の体制整備や相談員の能力向上に資する用務のための出張に要する経費について、運営事業の交付対象経費となりますか。 ..... 16
- Q28 一元的相談窓口における通訳・翻訳謝金は運営事業の交付対象経費となりますか。 ..... 16
- Q29 学校からの依頼で保護者説明や個人面談の際の通訳派遣をしているが、対象となりますか。 ..... 17
- Q30 10月1日から相談窓口の運営を開始する予定であるところ、それより前に相談員の研修を実施したいが、講師の方を招く際の謝礼金は運営事業の対象となりますか。 ..... 17
- Q31 研修・連携会議経費は、どのような経費を想定していますか。 ... 17
- Q32 県下の市町村職員を集めて、相談業務の研修を行う場合の費用も対象となりますか。 ..... 17
- Q33 土地建物借料、水道光熱費及び共益費は、交付金の対象経費となりますか。 ..... 17
- Q34 当県は県域が広く、公共交通機関の利便性も悪いため、出張相談のためにレンタカーの利用を考えています。この場合当該レンタカーの利用料は交付金の対象経費となりますか。 ..... 18
- Q35 すでに一元的相談窓口を設けている場合、どのようなことが「拡充」として認められますか。 ..... 18
- Q36 交付決定よりも前に支出した経費についても、遡って交付金を受けることはできますか。 ..... 18
- Q37 交流イベントの開催経費は対象となりますか。 ..... 19
- Q38 情報収集のための書籍の購入や新聞の購読料などは交付金の対象となりますか。 ..... 19
- Q39 交付金事業の対象となっている一元的相談窓口において、出入国在留管理庁が実施している通訳支援事業を利用することはできますか。 . 19

4. 交付金の申請手続等	20
Q40 外国人受入環境整備交付金については、正式公募に先立って「内示手続」及び「採択の内示」があるということですが、「採択の内示」を受けていないと正式に応募することはできないのですか。	20
Q41 市町村が交付申請を行う場合は、都道府県を通して行う必要がありますか。	20
Q42 交付金を申請する際、どのような書類を提出する必要がありますか。	20
Q43 交付要綱の別紙様式1-1と1-2において歳入歳出予算が計上される(予定である)ことが分かる書類(歳入歳出予算(見込み)書抄本等)、及び同7-1並びに7-2において歳入歳出決算(見込み)額が分かる書類(歳入歳出決算(見込み)書抄本等)をそれぞれ提出することとされていますが、例示されているもの以外ではどのようなものがありますか。	21
Q44 共同方式で申請する際に必要な手続はありますか。	21
Q45 共同方式で申請する場合、交付金の申請名義はどうなりますか。また、交付金は、代表する地方公共団体に一括して交付されるのですか。	21
Q46 申請からどれくらいで交付決定を受けることができますか。	21
Q47 交付決定を受けた後、事業計画に変更があった場合は、報告が必要ですか。	22
Q48 提出する各種書類について、公印は必要ですか。	22
Q49 交付金で整備した古いプリンターは、処分してもいいですか。	22
Q50 令和6年度外国人受入環境整備交付金で対象とする事業費について、当市の令和5年度予算を繰り越すことは可能ですか。	23
Q51 年度途中で、ベトナム語相談員の出勤日を週1日から週2日に増やすことにしました。変更申請をする必要はありますか。	23
Q52 社会保険料が値上げされた場合、経費が足りなくなる可能性があります。	23
Q53 運営事業の概算払は年2回とされているところ、1回目概算払請求で全額請求することは可能ですか。	23
5. 事業実績報告	24
Q54 実績報告では、どのようなことについて報告する必要がありますか。	24

- Q 55 半期ごとに提出する一元的相談窓口における相談件数の報告は、どのように使われますか。 ..... 24
- Q 56 3月31日が利用期間の末日である役務等について、その請求書を4月10日（4月10日が休日の場合はその直前の開庁日。以下同じ。）の報告期限までに市に提出してこない事業者がいた場合、その写しを証拠書類として提出することができません。この場合、事業者に照会を行った上で、地方公共団体としてその利用料を証明することで、証拠書類とすることができますか。 ..... 24
- Q 57 相談員の人件費について、4月10日までに3月分の給与支給日が到来しないため、給与明細書の提出が間に合いません。この場合、支給額を証明する書類として、どのような書類を提出することになりますか。 25
- Q 58 人件費の計算について、業務日誌等を備えておく必要があると思いますが、これら資料を提出する必要はありますか。 ..... 25
- Q 59 間接交付金事業者に補助金等を交付して事業を実施しているところ、3月末まで実施した事業に係る額の確定の日付は4月の日付になりますが、問題はありませんか。 ..... 25
- Q 60 間接交付金事業者に補助金等を交付して事業実施していますが、その補助金の中に他の事業も含まれるため、交付金事業部分のみの額の確定を行うことができません。この場合、交付金事業に要した金額を証明することで、額の確定通知書に代えることはできますか。 ..... 26
- Q 61 整備事業を間接事業者に実施させる予定ですが、交付金で整備した物品については、県の所有ではなく間接事業者の所有となったとしても問題ないでしょうか。 ..... 26
- Q 62 交付金申請は千円単位ですが、交付される金額も千円単位でしょうか。 ..... 26
- Q 63 いつまでに交付金事業を完了させる必要がありますか。 ..... 26
- Q 64 整備事業の事業完了日の考え方について教えてください。 ..... 26
- Q 65 精算手続後に、実績報告の金額に誤りが生じていることが発覚した場合どのような手続が必要ですか。 ..... 27

# 外国人受入環境整備交付金 Q & A (令和 5 年 9 月版)

## 1. 総論

Q 1 一元的相談窓口とはどのようなものですか。

(答) 一元的相談窓口は、在留外国人から在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る相談を対面又は電話等でワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口です。

Q 2 どの地方公共団体が交付金の対象となりますか。

(答) 全ての都道府県及び市町村（地方自治法第 2 8 1 条第 1 項の特別区を含む。以下同じ。）が交付金の対象です。

Q 3 都道府県や他の市町村と共同で一元的相談窓口を設置・運営する場合（以下「共同方式」という。）についても、交付金の対象となりますか。

(答) 2 以上の地方公共団体が共同で設置・運営する一元的相談窓口についても交付金の対象としています。この場合の交付限度額及び交付率については、以下のとおりです。

○ 都道府県と市町村の場合

1, 0 0 0 万円 + 市町村の外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) A 県、B 市（外国人住民数 8 0 0 人）、C 町（同 3 0 0 人）の場合

→ 1, 0 0 0 万円 (A 県分) + 5 0 0 万円 (市町村分) = 1, 5 0 0 万円

○ 複数の市町村との場合

外国人住民数の合計に応じた限度額

(例) D 市（外国人住民数 2, 0 0 0 人）、E 町（同 4 0 0 人）

→ 5 0 0 万円 (外国人住民数 2, 0 0 0 人 + 4 0 0 人 = 2, 4 0 0 人)

Q 4 「共同方式」とはどのようなものですか。

(答) 複数の地方公共団体が、地方自治法に規定する共同処理に係る取決め又は関係地方公共団体間の任意の事務協定により、一元的相談窓口を共同で設置・運営をするものです。運営の形態としては、次のものが考えられます。

○ 中心市町村集約方式

構成自治体のうち、中心となる市町村の相談窓口相談業務を集約する方式

「中心市町村集約方式」には、中心市町村に相談業務を完全集約する方法と、中心市町村以外の構成市町村も相談業務を継続しつつ、対処困難な相談については、中心市町村と協力して対応する方法があります。

○ 相談員巡回方式

共同して相談員を雇用し、その相談員が各構成市町村を巡回して相談業務を行う方式

○ 相互乗入方式

各市町村がそれぞれ相談員を雇用・配置し、各市町村の相談窓口は、当該市町村の住民のみならず、他の構成市町村の住民からの相談についても応じる方式



## 2. 交付条件

Q 5 11言語以上で対応できる体制でなければ交付金の対象にはならないのですか。

(答) 原則として11言語（日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・フィリピン語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語）以上の対応とすることをお願いしています。ただし、対応する言語については、地域の実情に応じて、よりニーズの高い言語（例：クメール語（カンボジア語）・ミャンマー語・モンゴル語等）に変更していただくことも可能です。

通訳人については、11言語に対応していなくても差し支えありません。近年の翻訳機は30言語以上に対応している機種もあるので、翻訳機を整備して11言語以上に対応していれば、交付金の対象となります。

また、出入国在留管理庁において、実施している通訳支援事業を利用した多言語対応も可能です。

Q 6 交付条件として、「通年にわたり、無料で相談に応じることとしていること」とありますが、相談窓口を開設する日数等の目安はあるのですか。

(答) 一元的相談窓口は、日本の法令・習慣等に不慣れな外国人が、できる限り母国語で相談し、行政手続等の生活のために必要な情報を速やかに取得できる環境を整備することにより、外国人の不安を解消するとともに、外国人に社会のルールや習慣等を守っていただくための機能を備えることが期待されます。

したがって、原則として年間を通して週5日以上開設していただくことを想定しています。ただし、週5日以上開設することが困難な特段の事情がある場合は、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

Q 7 交付条件として、「日本語教育組織に関する情報提供に努めること」とありますが、具体的にどのような取組を行うことになりますか。

(答) 外国人が日本語によるコミュニケーションが可能となることは、日本社会の一員として円滑に生活していくために重要です。

現状においても、外国人から日本語学習関連の相談や情報提供を求められた際には、地域の日本語教室を紹介するなど適切に対応していただいていると思いますが、今後も引き続き積極的に情報提供していただくようお願いするものです。

Q 8 交付条件として、「日本人からの多文化共生社会の実現に資する相談対応について、適切に対応すること」とありますが、具体的にどのような取組を行うことになりますか。

(答) 通常、一元的相談窓口では、外国人に対する情報提供や相談に応じていただいていると思いますが、日本人の中には、例えば、雇用する外国人従業員など身近な外国人に代わって情報提供を求めたり、相談などをする場合があると思われます。そのような日本人からの相談についても、内容に応じた適切な対応をしていただくようお願いするものです。

Q 9 一元的相談窓口を設置・運営するために、外国人受入環境整備交付金の他に、国の補助金等の交付を受けることはできますか。

(答) 交付要綱第5にあるとおり、国の他の補助金等の交付を受けている事業が、一元的相談窓口と同一の事業と評価できる場合には、相談窓口の設置場所が異なり、経費の切り分けができる場合であっても、本交付金の交付を受けることはできません。

特に、地方創生推進交付金を受けて外国人向けの相談窓口を設置・運営している場合は、本交付金と同一の事業と評価できる可能性があることから、申請前に出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

Q10 「過去に整備事業の交付を受けた地方公共団体については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。」とありますが、具体的に、どのような場合が「特別の事情がある」場合に該当しますか。

(答) 「特別の事情」については個別の判断となりますので、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当にお問合せください。

なお、「特別の事情がある」として交付が認められる場合、交付要綱に定めがあるとおり、各地方公共団体の交付限度額は過去の交付額を含めて算出しますので、その範囲内での交付となります。

### 3. 交付金の対象

Q11 地方公共団体が複数の一元的相談窓口を設置・運営している場合、それらの総額で事業費を計上して交付金を受けることはできますか。

(答) 可能ですが、1つの地方公共団体が受けられる交付金の限度額を超えることはできません。

Q12 地方公共団体が援助する外郭団体が一元的相談窓口を運営している場合で、当該一元的相談窓口の運営に対し財政的な支出を行っていないときでも交付金の対象になりますか。

(答) 交付金の対象となる経費は地方公共団体が負担する経費を対象としていますので、当該地方公共団体が一元的相談窓口の運営に対して具体的な支出を行わない場合は、交付金の対象にはなりません。

Q13 地方公共団体が一元的相談窓口業務を委託している場合や、一元的相談窓口業務を行う団体に補助金等を交付している場合も交付金の対象になりますか。

(答) 委託、補助金等（交付金及び負担金を含む。）の交付及び指定管理料の支出についても交付金の対象としています。

ただし、一元的相談窓口の整備・運営経費として、他の事業と明確に区分された範囲に限られます。

Q14 整備事業・運営事業に含まれる経費は、それぞれ具体的にどのようなものがありますか。

(答) 整備事業については、例えば、新たに一元的相談窓口を開設し又は既に設けている窓口を拡充する場合に必要な什器、翻訳機、通信機器、通信回線設置などの費用が想定されます。運営事業については、例えば、相談員の

報酬、翻訳ソフトウェアの利用料、情報提供のための資料の作成費用などが想定されます（従来から実施しているものも対象になります。）。

主な交付対象（外）経費についての一覧を「一元的相談窓口 設置・運営ハンドブック」(P. 17) で列挙していますので、こちらも参照してください。

なお、交付対象経費とするのは、事業を実施するに当たり真に必要な仕様・数量のみであり、出入国在留管理庁において、申請された事業内容を個別に審査して判断することとなりますので、相談需要等を踏まえて十分に精査した上で申請してください。委託、補助金等（交付金及び負担金を含む。）の交付及び指定管理料の支出により事業を実施する場合も同様です。

**Q15 対象外となる経費はどういったものがありますか。**

(答) 交付要綱に定める目的等に合致しない経費は対象外となる。個別の申請に対して判断を行いますが例えば、

- ・日本語教室実施経費
- ・相談事業に関係しない通訳翻訳対応（例：学校における三者面談時の通訳、診察時の通訳、行政手続きで提出された書類の翻訳）
- ・地域における共生イベントの実施（例：外国料理教室）
- ・業務の実施において必ずしも要すると認められない備品等（例：冷蔵庫、電子レンジ、外国人問題を題材とした小説）

については対象外として案内した事例があります。なお、相談者等が過剰な配置となっていない場合において、本来の相談業務が生じていない際に、相談業務に支障を来さない範囲で一時的に通訳対応や翻訳対応を実施した場合に、そのことをもって対象外とする趣旨のものではありません。

**Q16 整備事業・運営事業の広報経費に違いはありますか。**

(答) 一元的相談窓口の設置・拡充に合わせて、一元的相談窓口を広報するための経費は整備事業の対象となり、窓口を運営する中で一元的相談窓口を広報するための経費は運営事業の対象となります。広報経費の例としては、相談窓口を周知するポスターやチラシの作成経費、翻訳経費、印刷製本費などがあります。

Q17 一元的相談窓口の設置を周知するためのボールペンを作成したいのですが、対象経費として認められますか。

(答) 基本的に、窓口の広報経費として啓発品作成経費（ボールペン等）を含めないこととしていますが、窓口の新規設置又は拡充時など広報の必要性が高い場合に、対象経費となり得る可能性があります。ただし、個別の判断が必要になるため出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

Q18-1 翻訳機をリース契約する予定ですが、一括払いをする場合と分割で毎月支払う場合、整備事業・運営事業のどちらで申請すべきですか。

(答) 翻訳機をリース契約する場合は、いずれも運営事業に該当します。なお、リースではなく、買取する場合は、整備事業に該当します。

Q18-2 翻訳機のタブレット端末をリース契約で導入することを考えていますが、この場合は整備事業・運営事業のどちらに該当しますか。

(答) リース契約に際し、契約手数料など初期費用が発生する場合は、当該契約手数料等は整備事業に該当しますが、月々の利用料などは運営事業に該当します。

なお、すでに運営事業を開始している場合で、サービス終了に伴う他サービスの移行等で発生する手数料といった初期費用については、運営事業に該当します。

Q18-3 タブレット端末のリース料金のほかにオプションとして保険料等が含まれる場合、それも運営事業の交付対象となりますか。

(答) タブレット端末の維持に必要な経費であれば、運営事業の交付対象経費となります。

Q19 翻訳機の導入に伴い、Wi-Fi 環境整備（ルータ購入費、インターネット契約料、回線工事費など）が必要となりますが、それらの経費も交付金の対象となりますか。

（答）初期費用は整備事業の対象となりますが、利用料や通信費は運営事業に該当します。

Q20 一元的相談窓口を設置している翻訳機を、他の課の窓口で外国人が来訪した際に貸し出したいと考えていますが、そのような取扱いは認められますか。

（答）一元的相談窓口において使用されている翻訳機を、相談業務の一環として他の窓口等に一時的に貸し出す程度であれば問題ないと考えますが、他課に貸し出すことを前提として配備するものについては、交付金の対象外となります。

また、一時的な貸出をする場合は、貸出簿等を備え、善良な管理者の注意をもって管理してください。

Q21 一元的相談窓口を設置する予定はありませんが、一般の窓口や事務室等に通訳人を配置したり翻訳機器を導入したいと考えています。この場合の通訳人に要する経費や翻訳機器の導入経費は交付金の対象となりますか。

（答）本交付金は、一元的相談窓口の整備・運営のために必要となる経費が対象となりますので、同窓口を設置しない場合は交付金の対象とはなりません。

なお、窓口の運営形態について特段の定めはありませんが、メールや電話での受付だけでなく、実際に相談カウンターを設けるなど、通年で対面での相談が可能な窓口としての形態をとっていただくことが必要であると考えます。

また、感染症対策等の観点からオンライン相談を可能とすることが推奨され、そのための経費についても交付金の対象となります。

Q22 窓口の機能拡充として、ビデオ通話ができるパソコンの購入とそれに伴う回線の強化を考えていますが、交付金の対象となりますか。

(答) 整備事業の対象となるものと考えられますが、回線の強化についてはその範囲について、申請内容を個別に審査して判断します。

また、過去に交付決定を受けた都道府県及び市町村については、特別な事情がある場合に限り交付することとなります。

Q23 整備事業で購入した導入機器等についての修理費は交付金の対象となりますか。

(答) 整備事業で購入した導入機器に限らず、一元的相談窓口で使用している機器で、窓口の運営のために必要な経費であれば、運営事業の対象経費となります。また、修理費用と買い換え費用を勘案し買い換える経済性が認められる場合においては、買い換え費用を補修費用等の一部として認められる場合がございますが、個別の判断が必要となるため、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

Q24 既存の外国人相談窓口で雇用している通訳人の給与は、運営事業の対象となりますか。また、嘱託職員1名が、週4日勤務のうち1日は一元的相談窓口で通訳業務を行っています。その職員の給与については交付金の対象となりますか。

(答) 既存の一元的相談窓口で勤務する通訳人の給与は、交付決定日以後に発生するものについては、対象となります。また、1人の嘱託職員が週1日のみ一元的相談窓口で勤務する場合でも、一元的相談窓口での勤務時間に基づいた給与を切り分けることができれば、当該経費については対象となり得ます。

Q25 地方公共団体が直接雇用する非常勤職員や嘱託職員の人件費は対象となりますか。



(答) 地方公共団体の正規職員は対象となりませんが、非常勤職員等については交付金の対象となり得ます。ただし、当該職員が一元的相談窓口と他の業務を兼務している場合は切り分けが必要となります。

Q26 当市では、会計年度任用職員が一元的相談窓口で勤務する予定ですが、当該職員の人件費については交付対象経費になりますか。交付対象経費となる場合、通勤手当等の各種手当、賞与、社会保険料、退職手当も運営事業の交付対象経費となりますか。

(答) 対象経費となります。

なお、退職手当については、一会計年度の勤務実績に対して支給された場合のみ対象となります。

Q27 地方公共団体の正規職員が一元的相談窓口の相談業務（他の業務との兼務を含む。）に従事している場合、当該職員が、相談業務の研修会、相談業務に係る会議、他の一元的相談窓口の運営状況の視察・見学など、相談業務の体制整備や相談員の能力向上に資する用務のための出張に要する経費について、運営事業の交付対象経費となりますか。

(答) 交付対象経費となります。

なお、旅費については、交通費の他に宿泊費、日当等を伴うことがあるところ、日当については、出張に必要となる経費に充てる性質のもののみを交付対象経費とし、報酬的なものは対象としません。

Q28 一元的相談窓口における通訳・翻訳謝金は運営事業の交付対象経費となりますか。

(答) 一元的相談窓口の業務で生じた経費については、運営事業の対象経費となります。

Q29 学校からの依頼で保護者説明や個人面談の際の通訳派遣をしているが、対象となりますか。

(答) 本交付金は一元的相談窓口の運営のための経費が対象となるため、単なる通訳派遣は対象となりません。

Q30 10月1日から相談窓口の運営を開始する予定であるところ、それより前に相談員の研修を実施したいが、講師の方を招く際の謝礼金は運営事業の対象となりますか。

(答) 窓口の開設前でも、一元的相談窓口を運営する際に必要である研修であれば講師の謝礼金も運営事業の対象となる可能性があります。

ただし、個別の判断が必要になるため、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

Q31 研修・連携会議経費は、どのような経費を想定していますか。

(答) 一元的相談窓口業務に係る研修会の実施費用、例えば、講師への謝金、旅費、会場借料等を想定しています。

なお、講師や参加者の食事代、飲料代については、交付対象経費とはなりません。

Q32 県下の市町村職員を集めて、相談業務の研修を行う場合の費用も対象となりますか。

(答) 当該研修の内容が一元的相談窓口業務に関するものについては、交付金の対象経費となります。

Q33 土地建物借料、水道光熱費及び共益費は、交付金の対象経費となりますか。

(答) 例えば、事務室を一元的相談窓口とその他の課が共用している場合、その

借料について、一元的相談窓口部分として明確に切り分けることができれば運営事業の対象経費となります。

一元的相談窓口にかかる経費を他の部分と切り分けて申請する場合、面積割など、明確な切り分けができていと客観的に判断できることが必要です。

**Q34** 当県は県域が広く、公共交通機関の利便性も悪いため、出張相談のためにレンタカーの利用を考えています。この場合当該レンタカーの利用料は交付金の対象経費となりますか。

(答) レンタカー等について交付金の対象経費に該当するかどうかは、申請された内容に基づいて、その目的や用途などと、公共交通機関や移動距離等の要素を考慮し、事業を実施するに当たり真に必要な仕様・数量であると認められるかを総合的に判断する必要がありますので、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当まで個別に相談してください。

**Q35** すでに一元的相談窓口を設けている場合、どのようなことが「拡充」として認められますか。

(答) 例えば、既存のカウンターを増設したり、より多言語対応の翻訳機を導入することなどが拡充に当たると考えます。交付要綱にあるとおり、単に既存の体制を同規模で置き換えることは拡充に該当しません。

**Q36** 交付決定よりも前に支出した経費についても、遡って交付金を受けることはできますか。

(答) 交付決定（変更承認も含む。）以前に支出した経費については、原則、交付金の対象とはなりません。

例外として、4月1日が閉庁日にあたり、交付決定日が翌開庁日となる場合、4月1日から交付決定日までに発生した経費について、公募要領等に規定した上で認めることがあります。

**Q37 交流イベントの開催経費は対象となりますか。**

(答) 交流イベント等は、原則対象となりませんが、イベントの内容が相談会を兼ねるものであれば、相談業務にかかる経費を切り分けて対象とできる場合があります。

ただし、地方公共団体側で交付金対象経費であると整理していても、事業完了報告の際に、対象経費として認められないことがあります。

判断に迷う際には、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

**Q38 情報収集のための書籍の購入や新聞の購読料などは交付金の対象となりますか。**

(答) 一元的相談窓口を運営する際の知識向上という名目であれば対象となり得ます。ただし、書籍等で交付金事業と直接的な関連がないと考えられる場合に、対象経費として認められないことがあります。判断に迷う場合には、出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。

**Q39 交付金事業の対象となっている一元的相談窓口において、出入国在留管理庁が実施している通訳支援事業を利用することはできますか。**

(答) 出入国在留管理庁において実施している通訳支援事業については、全国の地方公共団体の行政窓口（外国人受入環境整備交付金の交付決定を受けた一元的相談窓口のほか、地方公共団体の本庁、支所、出張所内の窓口）を対象として実施しておりますので、一元的相談窓口において利用することは可能です。

また、一元的相談窓口におかれまして、既に対面による通訳対応や類似の通訳サービスなどを取り入れられている場合、原則として本通訳支援事業の対象外としているところですが、対象外言語や対応時間外の場合などに、通訳支援を利用していただくことは差し支えありません。

## 4. 交付金の申請手続等

Q40 外国人受入環境整備交付金については、正式公募に先立って「内示手続」及び「採択の内示」があるということですが、「採択の内示」を受けていないと正式に応募することはできないのですか。

(答) 交付金の申請を予定している地方公共団体は、公募開始前の内示手続の受付期間内に事業計画書等の必要書類を提出してください。当該事業計画について審査を行い、交付金を交付することが可能な額を「採択の内示」としてあらかじめお知らせします。「採択の内示」を受けた地方公共団体については優先的に交付を決定し、「採択の内示」を受けていない地方公共団体については、予算の範囲内で、申請書が出入国在留管理庁に到着してから30日以内を目処に交付を決定する予定です。

Q41 市町村が交付申請を行う場合は、都道府県を通して行う必要がありますか。

(答) 都道府県経由ではなく、出入国在留管理庁に直接交付申請を行ってください。

Q42 交付金を申請する際、どのような書類を提出する必要がありますか。

(答) 申請書のほか、事業計画書及び事業内容・必要経費を疎明する資料の提出を求めることとしています。例えば、歳入歳出予算（見込み）書抄本、契約書を作成する予定がある場合は契約書（案）抄本、間接交付金事業者が交付金事業を行う場合は間接交付金事業者が作成した事業計画書抄本、間接交付金事業者が交付金事業を行う場合でかつ間接交付金事業者が契約書を作成する予定がある場合は契約書（案）抄本等が該当します。

なお、審査の状況により、上記以外の資料の提出を追加で求めることもあります。

Q43 交付要綱の別紙様式1-1と1-2において歳入歳出予算が計上される（予定である）ことが分かる書類（歳入歳出予算（見込み）書抄本等）、及び同7-1並びに7-2において歳入歳出決算（見込み）額が分かる書類（歳入歳出決算（見込み）書抄本等）をそれぞれ提出することとされていますが、例示されているもの以外ではどのようなものがありますか。

（答）歳入歳出予算が計上される（予定である）ことが分かる資料としては、予算説明書・予算積算内訳書等、また歳入歳出決算（見込み）が分かる資料としては、事業に係る収支計算書等が想定されます。

また、以下のURL先に歳入歳出予算（見込み）書抄本及び歳入歳出決算（見込み）書抄本の参考様式を提示していますので御参照ください。

○ 外国人受入環境整備交付金のページ（入管庁HP内）

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02\\_00039.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri02_00039.html)

Q44 共同方式で申請する際に必要な手続はありますか。

（答）Q42の回答に示した書類に加えて、地方自治法に規定する共同処理に係る取決め、又は関係地方公共団体間の任意の事務協定といった、共同で一元的相談窓口を設置・運営することを証明する資料の提出が必要となります。

Q45 共同方式で申請する場合、交付金の申請名義はどうなりますか。また、交付金は、代表する地方公共団体に一括して交付されるのですか。

（答）申請名義は、共同方式に参加する地方公共団体の連名となります。交付金は各参加地方公共団体に個別に交付します。

Q46 申請からどれくらいで交付決定を受けることができますか。

（答）交付申請を受理してからおおむね30日以内に交付決定することとしています（交付要綱第8）。

なお、交付金は原則として精算払としていますが、運営費については事業

期間が長期であることを踏まえ、概算払で支払うことができます（ただし、概算払については、会計法令に基づく承認が得られることが前提となります。）。

**Q47 交付決定を受けた後、事業計画に変更があった場合は、報告が必要ですか。**

（答）交付要綱第11第1項にあるとおり、交付金事業の内容の変更又は経費の配分を変更する場合は、変更承認申請書（別紙様式4）を提出し承認を受ける必要があります。

ただし、入札等による減額のような内容の変更・経費の配分の変更に当たらない場合及び交付要綱第11第1項に定める軽微な変更については、変更承認申請は不要です。

**Q48 提出する各種書類について、公印は必要ですか。**

（答）出入国在留管理庁として公印を求めるものではありませんので、地方公共団体の判断で公印を省略して差し支えありません。その場合は、電子メールによる送付をもって、本信に代えることができます。実績報告の際も同様です。

なお、公印を省略しない場合は、提出期限までに必着となるように郵送してください。

**Q49 交付金で整備した古いプリンターは、処分してもいいですか。**

（答）処分する場合、交付要綱第20第1項の善管注意義務、同第2項の財産処分制限の規定を参照することになります。また、処分について今後の会計検査を踏まえ、対外的に合理的な説明ができるようにしておいてください。

**Q50** 次年度の外国人受入環境整備交付金で対象とする事業費について、当市の現年度の予算を繰り越して充てることは可能ですか。

(答) 交付金公募要領や交付要綱等において、事業対象期間の定めはありますが、交付金事業者の予算年度についての制限はありません。

歳入歳出予算書抄本等により、当該交付金事業者のいずれかの年度で予算計上され、対象期間中に執行できる予算であることを示していただきます。

**Q51** 年度途中で、ベトナム語相談員の出勤日を週1日から週2日に増やすことにしました。変更申請をする必要はありますか。

(答) 交付要綱第11が参照箇所となるところ、経費が交付決定額を超過する場合は、変更申請をして増額承認を受けてください。

内容としては軽微な変更に当たるため、交付決定額の範囲内で収まる場合、変更申請は不要です。

**Q52** 社会保険料が値上げされた場合、経費が足りなくなる可能性があります。

(答) 交付決定額を超過する分については交付対象となりませんので、人件費が不足する前に変更承認申請をして、経費の増額分について承認を受ける必要があります。

**Q53** 運営事業の概算払は年2回とされているところ、1回目概算払請求で全額請求することは可能ですか。

(答) 1回目の概算払では、交付決定額の半額を上限とさせていただいております。ただし、1回目の概算払を請求しなかった場合に、2回目の概算払で交付決定額の全額を請求することは可能です。



## 5. 事業実績報告

Q54 実績報告では、どのようなことについて報告する必要がありますか。

(答) 交付金事業の実施結果について、同事業に要した経費について報告していただくこととしています(※)。

4月の精算手続きは、例年タイトなスケジュールとなっていますが、複数人による確認・検算等を行い、正確な報告をお願いいたします。

(※) 令和3年度実績報告までは、相談件数を実績報告に含めて報告することとしていたところ、精算手続きにおける正確性を担保するための検算等の負担を考慮し、取扱いを見直すこととしたものです。なお、一元的相談窓口における相談件数等の現況のとりまとめについては、以前から提出をお願いしている半期ごとの報告により行うこととします。

Q55 半期ごとに提出する一元的相談窓口における相談件数の報告は、どのように使われますか。

(答) 相談件数等については、交付金の決定状況や一元的相談窓口の設置状況と併せて都道府県別及び市区町村別に取りまとめ、例年6～8月頃に「外国人受入環境整備交付金を活用した地方公共団体における一元的相談窓口の現況」として出入国在留管理庁のホームページ上で公表しています。

Q56 3月31日が利用期間の末日である役務等について、その請求書を4月10日(4月10日が休日の場合はその直前の開庁日。以下同じ。)の報告期限までに市に提出してこない事業者がいた場合、その写しを証拠書類として提出することができません。この場合、事業者に照会を行った上で、地方公共団体としてその利用料を証明することで、証拠書類とすることができますか。

(答) 出入国在留管理庁に提出する証拠書類としては、請求書等の原本の写しが原則ですが、契約先の民間事業者の都合で報告期限までに請求書等の発行

が間に合わない場合には、請求書に代えて地方公共団体の責任で金額の履行の確認をしたことが分かる書類を提出していただいても差し支えありません。その際は、請求書等が発行され次第、請求書等の写しを追加提出してください。

**Q57** 相談員の人件費について、4月10日までに3月分の給与支給日が到来しないため、給与明細書の提出が間に合いません。この場合、支給額を証明する書類として、どのような書類を提出することになりますか。

(答) 報告時点で、3月分の勤務実態を基に確定した金額を確認できる書類（給与計算システムのデータや別途作成した一覧表等）を提出してください。

**Q58** 人件費の計算について、業務日誌等を備えておく必要があると思いますが、これら資料を提出する必要はありますか。

(答) 業務日誌等については、例えば交付金事業以外の事業にも従事している相談員等について、交付対象経費となる人件費を適切に算出していただくために備えておく必要があると思われます。  
添付書類として提出する必要はありません。

**Q59** 間接交付金事業者に補助金等を交付して事業を実施しているところ、3月末まで実施した事業に係る額の確定の日付は4月の日付になりますが、問題はありますか。

(答) 間接補助事業は3月中に完了していただく必要がありますが、当該事業に対する額の確定は4月となっても差し支えありません。実績報告の際に、確定した額を確認できる書類を提出してください。

Q60 間接交付金事業者に補助金等を交付して事業実施していますが、その補助金の中に他の事業も含まれるため、交付金事業部分のみの額の確定を行うことができません。この場合、交付金事業に要した金額を証明することで、額の確定通知書に代えることはできますか。

(答) 地方公共団体として、間接交付金事業で要した経費として自らが負担する金額を証明する書類を提出していただければ、差し支えありません。

Q61 整備事業を間接事業者を実施させる予定ですが、交付金で整備した物品については、県の所有ではなく間接事業者の所有となったとしても問題ないでしょうか。

(答) 物品の所有者について定めた規定はありませんが、補助金適正化法第3条、第11条及び第22条に沿って交付金事業を行っていただく必要があるとともに、交付要綱第20に定めるとおり、当該物品について県として交付金事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理等していただく必要があります。

Q62 交付金申請は千円単位ですが、交付される金額も千円単位でしょうか。

(答) 交付する金額は一円単位です。

Q63 いつまでに交付金事業を完了させる必要がありますか。

(答) 交付決定を受けた年度の3月末日までに事業を完了していただく必要があります。

Q64 整備事業の事業完了日の考え方について教えてください。

(答) 事業完了日の考え方については、次のとおりです。

- 地方公共団体が直接事業を実施している場合

整備した物品等が全て納入され、検査確認をした日（支出が完了した日ではありません。）。

- 地方公共団体が国際交流協会等へ事業の全てを委託している場合  
委託先からの事業完了報告について検査確認をした日（支出が完了した日ではありません。）。
- 間接交付金事業者へ補助金等を交付している場合  
間接交付金事業者への補助金等の支出が完了した日（全額を概算払している場合は、補助金等の額の確定を行った日となります。）。

**Q65 精算手続後に、実績報告の金額に誤りが生じていることが発覚した場合はどのような手続が必要ですか。**

（答）金額を修正した実績報告書一式及び誤りのあった箇所等の理由についての説明書を提出していただく必要があります。なお、金額の誤りが発覚した段階で出入国在留管理庁の外国人受入環境整備交付金担当に相談してください。その後の手続について御案内いたします。

また、金額の修正の結果、戻入額が発生する場合は、当庁会計担当者から返還必要額を記載した納入告知書を郵送しますので、郵送先を記入した納入告知書送付先記入表も併せて提出してください。